

改正

令和4年4月14日告示第57号
令和5年4月3日告示第66号
令和6年1月12日告示第3号
令和6年3月29日告示第87号

山ノ内町農業経営雇用促進事業補助金交付要綱
(目的)

第1条 この要綱は、山ノ内町内の農業経営体の規模拡大及び経営安定維持に係る支援、また、他産業との雇用連携の構築を図ることを目的とし、農業経営体が営む農作業の労働力確保のために雇用する雇用人の賃金に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者とは、次に掲げるいずれかに該当する農業経営体で、町内に住所または本店を有し、町税を滞納していない者をいう。

- (1) 経営耕地面積10a以上の農業を営む個人又は法人
- (2) 農産物販売金額が年間15万円以上ある個人又は法人

(雇用対象としない雇用人)

第3条 事業の雇用対象としない雇用人は次に掲げる者とする。

- (1) 2親等以内の親族
- (2) 15歳以下の者
- (3) 山ノ内町を含む他の市町村に住民登録がない者
- (4) 外国籍の者（農業就労が認められている者を除く。）
- (5) 短時間労働者や季節労働者でない者
- (6) その他の法令等に抵触する者

(補助金の交付対象及び補助率)

第4条 第1条に規定する目的達成に必要な経費とし、補助対象作業、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

- 2 別世帯で同一経営の場合、どちらか一つの経営体のみ対象とする。
- 3 本補助金の交付を受けた者は、別の補助対象者の雇用人になることはできない。
- 4 農業経営者相互で行う共同作業によるもの及び営農組織への作業委託によるものは対象外とする。
- 5 雇用期間は補助対象年度の3月31日を超えることができないものとする。
- 6 別表で求めた補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 7 国又は県の補助金等の交付の対象とならないものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山ノ内町農業経営雇用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて雇用開始前に町長に提出しなければならない。

2 交付申請は、別表で求める補助金額の上限以内であれば複数回に渡り申請できるものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し補助金交付の可否を決定し申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、第5条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、山ノ内町農業経営雇用促進事業補助金変更承認申請書（様式第2号）を提出するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 承認を要しない変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

(実績報告書)

第9条 補助対象者は、山ノ内町農業経営雇用促進事業補助金実績報告書（様式第3号）に、作業の内訳がわかる書類、雇用人への賃金の支払を証明する書類等の写し、その他必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(検査及び補助金の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに検査員を任命し検査を命ずる。その結果、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、山ノ内町農業経営雇用促進事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 第3条に定める雇用対象としない雇用人に賃金を支払った場合

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月14日告示第57号)

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年4月3日告示第66号)

この告示は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年1月12日告示第3号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第87号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。